

津市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱

平成27年3月31日訓第48号

改正 平成30年10月1日訓第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 家計改善支援事業の対象者は、本市の区域内に居住している生活困窮者（法第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。）とする。

(家計改善支援員の設置等)

第3条 家計改善支援事業の円滑な実施を図るため、本市に家計改善支援員（以下「支援員」という。）を置く。

2 支援員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 家計管理に係る支援に関すること。
- (2) 家賃等の滞納の解消に係る支援に関すること。
- (3) 債務整理に係る支援に関すること。
- (4) 貸付けのあっせんに係る支援に関すること。
- (5) その他事業の実施に関し市長が必要と認めること。

3 支援員は、次のいずれかに該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 社会保険労務士の資格を有する者
- (4) ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- (5) 市長が前各号に掲げる者と同等の能力又は実務経験を有すると認める者

4 支援員は、厚生労働省が実施する養成研修を修了している者でなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(委託)

第4条 家計改善支援事業は、市長が適当と認める法人その他の団体に委託してこれを行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月1日訓第46号)

この訓は、平成30年10月1日から施行する。